

別表（平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ）

対象外品目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7「3. できない」 ※介護支援専門員等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2から3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8から4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり革の部分を 除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※介護支援専門員等が判断
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸 引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	2-1「4. 全介助」